

国税との主な相違点について

国税と地方税では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度制度(決算期日)	賦課期日制度(1月1日)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産:「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産:「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産:「旧定率法」を適用	定率法のみ ・固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却(2分の1)
圧縮記帳制度の適用	認められます	認められません
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められます	認められません
評価額(残存価額)の 最低限度額	1円	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価(改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。)
建設仮勘定 簿外資産 償却済資産	減価償却していない(注)	事業の用に供していれば課税
所有権移転外リース取引の資産	原則として賃借人が減価償却	所有者(賃貸人)に課税

注: 建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税でも減価償却が認められています。